

1 移管後の児童相談行政の体制について

1 児童相談所の設置を希望する理由

区民生活に密着した基礎自治体として、子どもの生命と権利を守ることを最優先に考え、児童相談所と子ども家庭支援センターが一体となり、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した総合的な児童相談行政を実現するため、児童相談所の設置を目指す。

2 移管後の児童相談行政の体制

基本的な考え方

- ・児童相談所と区内5地域の子ども家庭支援センターが児童相談業務の中心となり、強力に連携して迅速かつ的確な対応を行う。
- ・地域と子ども家庭支援センターと児童相談所が一連となり、気軽な相談から虐待等要保護児童等の早期発見・早期対応に至る、切れ目のない児童相談行政の体制を構築する。

移管後の児童相談所と子ども家庭支援センターのあり方

- ・5か所の子ども家庭支援センターを存続させ、子どもや子育て家庭のあらゆる相談及び虐待等の未然防止等に関するサービスの提供等を行い、区民の地域生活を支援する役割を担う。
- ・児童相談所は、医師・弁護士とも連携しながら、専門的な知識及び技術を要する虐待等相談への対応や一時保護、施設入所等の法的権限の行使を担う。
- ・区内部組織としての特性を活かすことにより、児童の安全確保や適切な支援をより迅速に行うとともに、日々の情報伝達や定期的な情報共有会議等を通じ、両機関の狭間に落ち、認識の温度差が生じる等の課題を解消する。

2 移管後の児童相談行政の体制（続き）

地域との連携

- ・児童相談所と子ども家庭支援センターは、地域における見守り・支援を担う保育園、幼稚園、学校等と連携し、援助や支援が必要と判断された場合は速やかに対応する。

児童虐待防止対応の専門性強化

- ・児童虐待に関する専門的知識を高めるため、他の機関と連携し、専門職の人材育成研修実施や困難事例への助言などの協力を受け、児童相談所の確実な機能発揮に役立てる。

広域での連携

- ・一時保護所、施設養護、里親等について、広域でも対応するために都や近隣市、特別区間の連携体制を構築する。
- ・特別区の児童相談所だけでなく、都の児童相談所との情報交換の場を設ける。

効果的な児童相談体制の構築に向けた検討

- ・地域に子ども・子育て・若者支援に関する資源が多く、また、地域行政を推進しているという特性を活かした世田谷区ならではの効果的な児童相談行政を推進するため、外部の有識者や関係機関等も含めた検討及び検証を行う。

3 移管後における児童相談行政の全体像

別添イメージ図のとおり

児童相談所移管に係る再検討について（概要版）

2 児童相談所設置市の事務の実施方法について

庁内関係所管による世田谷区児童相談所移管準備検討委員会及び同作業部会にて、里親に関する事務、療育手帳に係る判定事務等14の設置市事務の実施方法等について検討を行う。

実施方法については、区単独実施を基本とし、必要に応じて23区共同実施とする。

【設置市事務一覧】 児童福祉法または国の通知等による。

- 1 児童福祉審議会の設置に関する事務
- 2 里親に関する事務
- 3 児童委員に関する事務
- 4 指定療育機関に関する事務
- 5 小児慢性疾患の医療の給付に関する事務
- 6 障害児入所給付費の支給等に関する事務
- 7 児童自立生活援助事業に関する事務
- 8 児童福祉施設に関する事務
- 9 認可外保育施設に関する事務
- 10 小規模住居型養育事業に関する事務
- 11 障害児通所支援事業に関する事務
- 12 一時預かり事業に関する事務
- 13 特別児童扶養手当に係る判定事務
- 14 療育手帳に係る判定事務

3 児童相談所及び一時保護所の職員確保・人材育成について

【職員配置（想定）】

| | 常勤 | 非常勤 | 医師 | 弁護士 | 合計 |
|---------|------|-----|----|-----|------|
| 児童相談所 | 43 | 14 | 2 | 1 | 60 |
| （児童福祉司） | （19） | | | | （23） |
| （SV） | （4） | | | | |
| （児童心理司） | （11） | | | | （12） |
| （SV） | （1） | | | | |
| （保健師） | （1） | | | | （1） |
| 一時保護所 | 15 | 6 | - | - | 21 |
| 合計 | 58 | 20 | 2 | 1 | 81 |

* 児童福祉司、児童心理司、保健師の人数は、児童相談所常勤職員の内数。

* 医師、弁護士は嘱託を想定する。

* 一時保護所については、夜間児童員として臨時職員を別途8名程度確保する必要がある。

人材の確保

児童福祉司については、子ども家庭支援センターケースワーカー、保育士等の関連資格保持者の活用、社会福祉士等の資格取得推奨制度構築、有資格者の新たな採用等により、児童心理司については、区における有資格者の新たな採用や23区統一選考での採用等により、計画的に確保していく。また、今回の児童福祉法改正により、医師又は保健師を配置するとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置については、弁護士会等に協力を依頼する。

人材の育成

児童相談所への区職員の派遣人数を増加する。特に児童福祉法改正により配置することとなる児童福祉司スーパーバイザー（SV）候補者については、平成29年度より派遣を開始し、区の児童相談所開設まで複数年をかけ経験を積む。開設当初は、子どもや家庭への影響を最優先に考え、SV相当のスキルのある専門職を含め、円滑な移管が可能となる規模の児童福祉司、児童心理司の派遣等について、特別区長会を通じ都に要請する。

また、特別区職員研修所や児童相談センター等が実施する研修へ積極的に参加する。

児童相談所移管に係る再検討について（概要版）

4 児童相談所、一時保護所の施設整備について

1 児童相談所

整備方針

既存の区有施設を活用する。子ども子育てに関する複合施設とし、保育所など子育て支援施設と併設予定。

設置場所

区立総合福祉センター機能移転後跡
(世田谷区松原6-41-7)

2 一時保護所

整備方針

他自治体との広域連携を前提に、区単独で設置する。

定員 25名程度

設置場所

児童相談所の近接地での設置を視野に、既存の区有施設の活用または新規建設で検討を行う。

その他

都に対して世田谷児童相談所の建物の移譲を求め、一時保護所への転用も視野に検討を行う。

5 その他

社会的養護の拡充について

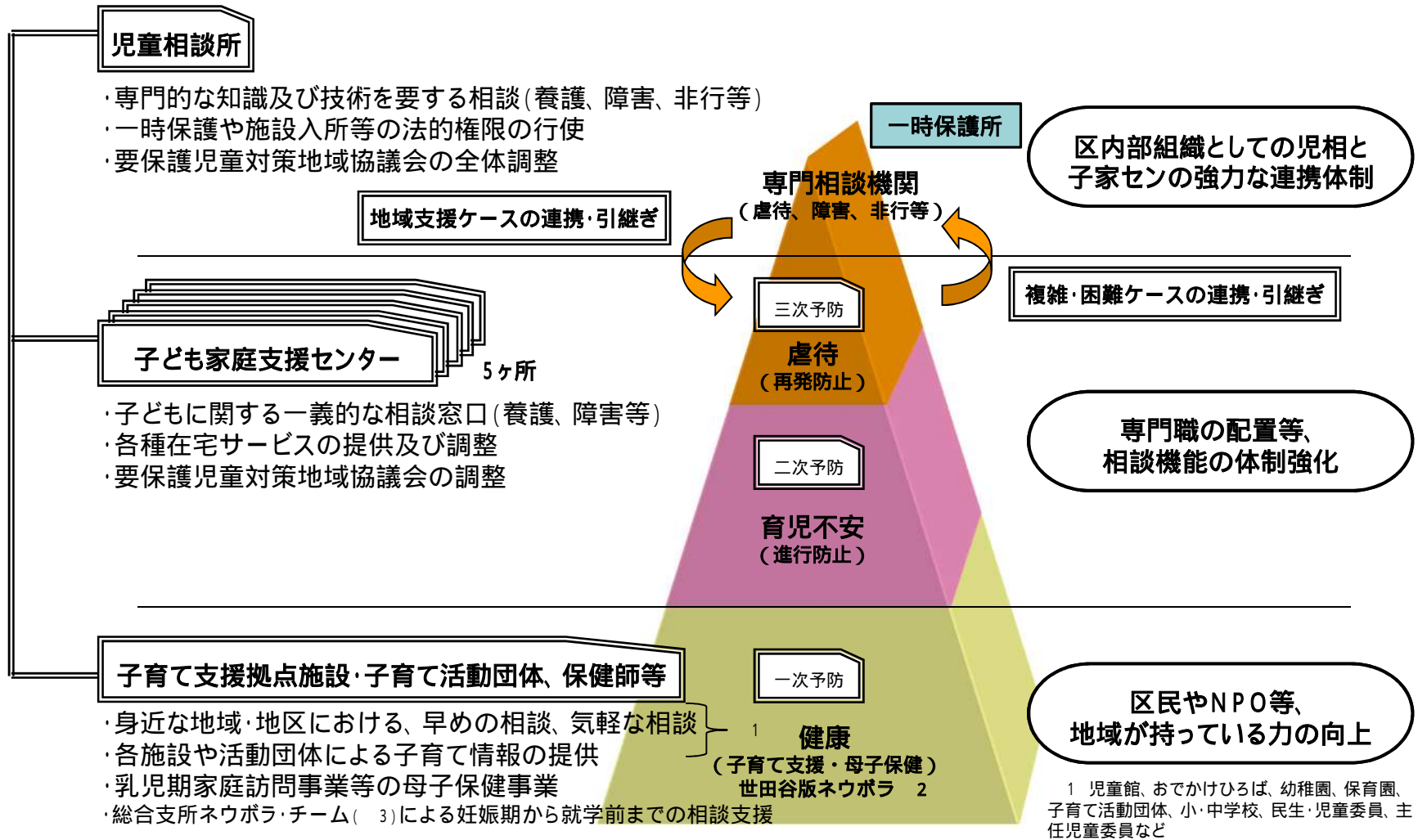
里親や施設養護等について、広域対応のための連携体制を構築する。
また、里親やファミリーホームの普及啓発や養育里親への支援を進める。
施設養護については、児童相談所設置後の新たな施設整備も視野に検討する。

その他検討事項

以下について、体制等を構築する。

- ・情報システムの構築
- ・夜間休日対応
- ・警察、家庭裁判所との連携

世田谷区児童相談所移管後の児童相談行政の全体像



地域と子ども家庭支援センターと児童相談所が一連となった、切れ目のない児童相談体制

2 世田谷版ニューボラ:妊婦や乳幼児を育てる全ての家庭を区・医療・地域が連携しながら、妊娠期から就学前まで切れ目なく継続的に見守り支える相談・支援のネットワーク体制。
3 ニューボラ・チーム:地区担当保健師、母子保健コーディネーター(助産師、保健師、看護師)、子育て応援相談員(社会福祉士、保育士等)で構成され、各総合支所に配置。

地域全体で子どもや子育て家庭を支えるまち